



平成 26 年 11 月 12 日

各 位

会社名 チムニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 和泉 學  
(コード番号：3178 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 阿部 真琴  
電話番号 03-3626-2341

### 証券取引等監視委員会による当社元役員に対する課徴金納付命令勧告について

平成 26 年 11 月 11 日、当社元役員について、証券取引等監視委員会から、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。株主・投資家をはじめとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 勧告の内容

当社元役員は、勧告によりますと、株式会社やまや（以下「やまや」といいます。）と公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉をしていた者から、同人が同契約の締結交渉に関し知った、やまやの業務執行を決定する機関が、当社株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 11 月 7 日より前の同年 10 月 22 日から同月 24 日までの間、自己の計算において、当社株式合計 1,500 株を買付価額合計 1,621,500 円で買い付けたものであります。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 2 項に規定する「第 167 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

なお、この違反行為に対し、当社元役員が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 440,000 円となっております。

#### 2. 当社の今後の対応について

当社では、内部情報管理規程を制定し、当社株式を売買する場合の事前申告等、インサイダー取引の未然防止に向けて制度を整備するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりましたが、そのような中で、当社元役員が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社といたしましては今回の事実を厳粛に受けとめ、当社役員及び従業員による内部者取引未然防止の強化・徹底に一層取り組んでまいります。なお、勧告の対象となった当社元役員は、平成 26 年 7 月に当社を退任しております。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上